事業者の皆様へ

火災予防の手続には
ぴったりサービスの電子申請が便利です

ぴったりサービスのメリット

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。
今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

――ぴったりサービスとは――

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。

マイナポータル

ぴったりサービスへのアクセスはこちら

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

申請可能な手続

❶消防計画作成（変更）届出
❷防火・防災管理者選任（解任）届出
❸全体についての消防計画作成（変更）届出
❹防火対象物点検結果報告
❺統括防火・防災管理者選任（解任）届出
❻自衛消防組織設置（変更）届出
❼消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
❽消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
❾工事整備対象設備等着工届出
❿防災管理点検結果報告
⓫防火対象物点検報告特例認定申請
⓬管理権限者変更届出（防火管理）
⓭防災管理点検報告特例認定申請
⓮管理権限者変更届出（防災管理）
⓯防火対象物使用開始届出
⓰火を使用する設備等の設置の届出（ボイラー等）
⓱火を使用する設備等の設置の届出（発電設備等）
⓲自衛消防訓練実施に係る事前の届出
⓳防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
⓴防火対象物・防災管理対象物管理権限者変更届出

香美市消防本部消防課
予防班メールアドレス
shobo-yobo@city.kami.lg.jp

お問い合わせ先
香美市消防本部消防課予防班
TEL：0887-53-4179（直通　平日8:30～17:15）